

育児休業に係る保育所等の継続利用申立書

令和 年 月 日

(宛先) 篠栗町長

住 所

申 立 者

現在保育所等を利用中の子どもについて、育児休業中は保護者が家庭にいることから家庭保育を行うことが可能ですが、下記の理由により、保育所等を継続利用したいので申し立てます。

出生児童氏名		生 年 月 日	令和		年		月		日
			令和		年		月		日
育児休業期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで								
保育所等の 継続利用を 希望する理由	☐ 既に入所している児童が5歳児で、次年度に就学を控えているため								
	☐ 既に入所している児童の発達上、環境の変化に留意する必要があるため（就労証明書）								
	☐ 出産した保護者又は出生児童の健康状態がよくないため（診断書等）								
	☐ その他（下記に継続を希望する理由を詳細に記入すること）								
	()								

<申立にあたりよくお読みください>

育児休業中は、保護者の方が家庭で過ごしており、原則、保育の必要性が認められません。ただし、就労を理由に以前から保育所等を利用していた在園児童の環境の変化に配慮し、児童福祉の観点（集団保育の必要性、発達上の環境の変化等）から保育の必要があると認める場合、保護者の申し出により在園児の年齢に関わらず保育の実施を継続します。

・保育所等を継続して利用できる期間は、原則、育児休業の対象児童が1歳になる月の末日までです。ただし、育児休業の対象児童について、保育園等への入所申込みをしているが、定員超過等の理由により待機となっていて、かつ育児休業の期間を延長する場合は、当該児童が1歳6か月になる月の末日までです。（最長、2歳になる月の末日まで）

- ・復職後は2週間以内に就労証明書を提出してください。
- ・育児休業中は短時間認定です。
- ・延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
- ・育児休業中に退職・転職した場合は継続入所できません。

保護者 記入欄	保護者氏名	保護者住所							
		篠栗町							
	児童氏名	生年月日					施設名		
		令和		年		月		日	
		令和		年		月		日	
		令和		年		月		日	